

運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 公益財団法人淀川勤労者厚生協会が設置する訪問看護ステーション・コスモス（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護事業〔指定介護予防訪問看護〕（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運用を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4、事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅支援事業者へ情報提供を行うものとする。
 - 8、前 7 項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 4 日大阪市条例第 26 号）に定め

る内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防指定訪問看護の運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4、事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

8、前7項のほか、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション・コスモス
- (2) 所在地 大阪市西淀川区御幣島四丁目3番22号

第5条の2 出張所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション・コスモス サテライトあい
- (2) 所在地 大阪市淀川区西三国一丁目3番29号

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び業務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 16名以上(常勤 14名以上、非常勤 2名以上)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始(12月30日より1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日については、1時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次にあげる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状態を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載
(サービス内容の例)

- ① 病状、障害の観察
 - ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他、医師の指示に基づく医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

（指定訪問看護の利用料等）

第 9 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 条）によるものとする。

2. 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 127 号）によるものとする。

3. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料ならびにその他の利用料（個別の費用ごとに区別）について説明する。

4. 交通費、キャンセル料については、原則として、訪問看護（介護予防訪問看護）にかかわる交通費および、利用者が予定された訪問看護（介護予防訪問看護）をキャンセルされた場合のキャンセル料については請求を行わない。

（通常の事業実施地域）

第 10 条 通常の営業実施地域は、大阪市西淀川区及び淀川区とする。

サテライトあいの実施地域は、大阪市淀川区とする。

(衛生管理等)

第 11 条 看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な処置を講ずると共に管理者へ報告する。主治医への連絡困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、又は当該市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にかかる利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な処置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 17 条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 4 回

2. 従業員は、業務上知りえた利用者の又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であったものに、業務上知りえた利用者の又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなったその後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5. 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6. 本事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、そのサービスの提供の日から最低 5 年間保存するものとする。

7. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般財団法人労働者厚生協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 12 年 5 月 1 日から実施する。

一部改定	平成 14 年 7 月 1 日
介護予防事業の開始	平成 18 年 4 月 1 日
事業所の移転、管理者変更	平成 19 年 4 月 1 日
看護師の人員の変更	平成 20 年 9 月 16 日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業との連携の規程追加	平成 25 年 3 月 1 日
看護師の人員の変更	平成 25 年 4 月 1 日
理学療法士の人員の変更	平成 25 年 4 月 1 日
年末年始の営業時間の変更	平成 25 年 4 月 1 日
PT OT 等の回数制限の撤廃	平成 25 年 4 月 1 日
書類の保存年限の変更 5 年間	平成 25 年 4 月 1 日
法人形態、運営の根拠（市条例に）、「事業の運営」（業務の委託をしない）	
個人情報保護の条文追加	平成 26 年 8 月 1 日
事業所の移転、利用料の額の変更、看護師・理学療法士の人員の変更	平成 27 年 12 月 16 日
訪問リハビリ部門の移転による理学療法士・作業療法士の非常勤	平成 29 年 4 月 1 日
法人形態の変更	平成 30 年 12 月 10 日
看護師の人員の変更	令和元年 9 月 1 日
交通費、キャンセル料の条文追加	令和 2 年 2 月 14 日
員数以上の表記、感染症対策、利用者の人権擁護・虐待防止、業務継続計画の策定、地域との連携、ハラスメント防止対策	令和 3 年 4 月 1 日

以 上